

技術資料等作成要領

本入札の総合評価に関する技術資料等は、本要領に基づき作成し提出すること。

提出にあたっては、指定様式を使用し、電子データで提出すること。(PDF等へ変換しないこと。)

なお、本要領中の各評価の対象とする具体的な期間については、入札公告の別表(別紙)を参照すること。

1 第1号様式(上段)「企業の技術力・地域性申請資料」

(1) 災害時における活動実績等

災害時における活動実績及び防災協定は、過去3ヶ年度及び当年度の技術資料等の提出期限日までの長岡地域振興局農林振興部(農村振興担当)管内のものとする。

なお、防災協定については、新潟県と締結している防災協定は県内すべての地域で有効とする。

活動実績の範囲は以下のとおりとする。ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。

○緊急性を要し指示書等で対応した

①農地・農業用施設を対象とした活動

- ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
- ・災害応急ポンプの貸し出し等
- ・災害時の点検、パトロール等
- ・農地・農業用施設の小規模災害復旧等(非国庫補助)において緊急的に指示書で実施した工事

②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業

入札後に落札候補者は、実績を証明する工事等に係る契約書の写しを提出すること。

(2) 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績

1) 期間は過去3ヶ年度及び当年度の技術資料等の提出期限日までのものとする。

「地域(範囲)内における活動実績あり」は、長岡地域振興局農林振興部(農村振興担当)管内における活動実績、「その他の地域(県内)における活動実績」は、県内全域における活動実績とする。

2) 「農地・農業用施設等の保全活動実績」、「耕作放棄防止活動実績」とは、以下のものをいう。

(ただし、社員が個人の資格で参加した活動は含まない。)

○農地・農業用施設等の保全活動、耕作放棄防止活動に機材等を提供したもの

・江ざらい・道普請におけるダンプトラック・バックホウの貸出し等

○農地・農業用施設等の保全活動に技術的支援を行ったもの

・共同作業として行う道・水路の舗装における丁張出し等

・グラウンドカバープランツの植栽方法の指導等

○農地・農業用施設等の保全活動に企業支援を行ったもの

・企業の地域貢献、企業力向上、人材育成などを目的として参加した棚田みらい応援団や棚田サポーター活動等として参加した企業。農業分野へ企業として参入し保全活動しているもの

○中山間地域直接支払制度の集落協定への参加

3) 「農地・農業用施設の維持管理実績」とは以下のものをいう。

(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)

○単価契約等による日常的な維持管理活動

・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)、除草等

○指示書等による緊急的又は単発的な維持管理活動

・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)等

・パイプライン等の通水試験等

※入札後に落札候補者は、証明する資料(組織代表の証明書又はその他証明資料(開催通知、参加者一覧表及び写真等))、協定書、契約書、指示書等の写しを提出すること。

(3) 実働拠点

主たる営業所・従たる営業所については、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ令和8.9度の入札参加資格者名簿に登録されているものをいう。

管内等は長岡地域振興局農林振興部(農村振興担当)管内とする。

過去10年間継続した営業活動のある従たる営業所(本店以外の営業所)であって、管内等の地域における過去5ヶ年度の対象項目の実績年度数の合計が下記を満たす場合は、主たる営業所(本店)と同等に取り扱うものとする。

管内等の地域における対象項目の実績年度数の合計 / (対象項目数 × 5ヶ年度) ≥ 75%

対象項目: 「災害時における活動実績」、「防災協定」、「農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理実績」。なお、実績は技術資料等の提出期限の前年度末日までに完了したものとす。

入札後に落札候補者は、証明する資料の写しを提出すること。

【技術者実績型、農業土木工事用】

(4) 地域調達

本工事における建設工事の請負契約 500 万円以上の一次・二次下請負企業のすべてを対象とする。(入札参加企業(元請企業)が地域内企業(又は県内企業)で下請け企業のない場合も含む)

地域内企業とは、長岡地域振興局農林振興部(農村振興担当)管内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有する県内企業とする。県内企業とは、県内に主たる営業所(本店)を有する企業とする。

a 地域内企業設定工種：水門扉据付工

(5) 工事成績(企業の技術力) ※提出を求めない

工事成績については資料の提出を求めないが、新潟県発注工事における過去 5 ヶ年の発注工種(業種)の工事成績評定点の平均点により評価を行う。また、過去 3 ヶ月の発注工種(業種)の工事成績評定点の最低点による評価も行う。

2 第 1 号様式(下段)「配置予定技術者の能力等申請資料」

総合評価落札方式で評価対象とする配置予定技術者は、主任技術者、監理技術者とする。

配置予定技術者を複数とした場合、配置予定技術者の能力に係る評点は、これに係る評点の合計が最も低い評価を受けた者とする。

なお、共同企業体にあつては、代表構成員の配置予定技術者を評価の対象とする。

(1) 技術者の能力

配置予定技術者の保有する資格とする。

入札後に落札候補者は、資格を証明する資料の写しを提出すること。

(2) 優秀技術者表彰等

過去 3 ヶ年度に新潟県優秀技術者表彰(知事表彰)の受賞又は優秀技術者証(地域機関交付)の交付とする。

入札後に落札候補者は、受賞等を証明する資料の写しを提出すること。

(3) 継続教育(CPD)の取組状況

「建設系 CPD 協議会」加盟団体が運営する制度における前年度の取得単位とする。

入札後に落札候補者は、各団体が発行する学習履歴証明書の写しを提出すること。

(4) 工事成績(配置予定技術者)

工事成績については、新潟県発注工事における過去 5 年間の主任(監理)技術者(「監理技術者制度運用マニュアル」における専任特例 1 号及び 2 号の技術者を含む。)、現場代理人として完成した直近 2 件の工事成績評定点(全業種)を記載すること。(過去の共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員で従事したものに限り、当該技術者の実績として取り扱う)

入札後に落札候補者は、工事成績評定点を確認できる資料(検査調書兼検査合格通知書等)の写しを提出すること。

なお、対象工事は CORINS に登録されたものの内、受注時または変更時の工事請負代金が 500 万円以上の工事を対象とする。

(5) 評価対象期間の加算

上記(2)から(4)について、対象となる期間内に、育児休業、産前産後休業又は介護休業を取得していた場合、若しくは災害に係る復旧事業等に従事するため企業に在籍したまま新潟県の任期付き職員として併任されていた場合は、その期間に相当する日数を、対象となる期間の前に加えることができる。